

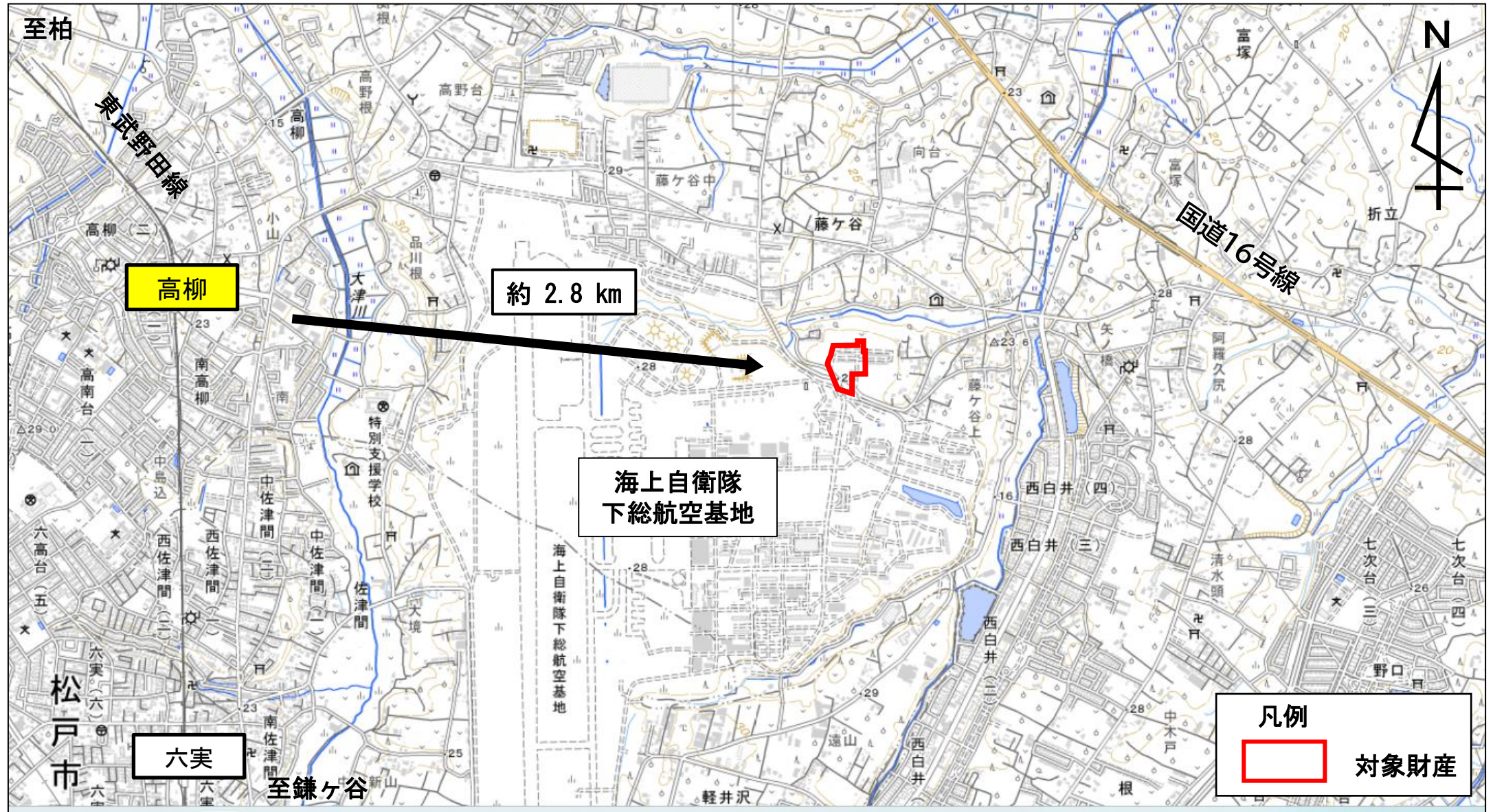
第 2 8 2 回

国有財産関東地方審議会

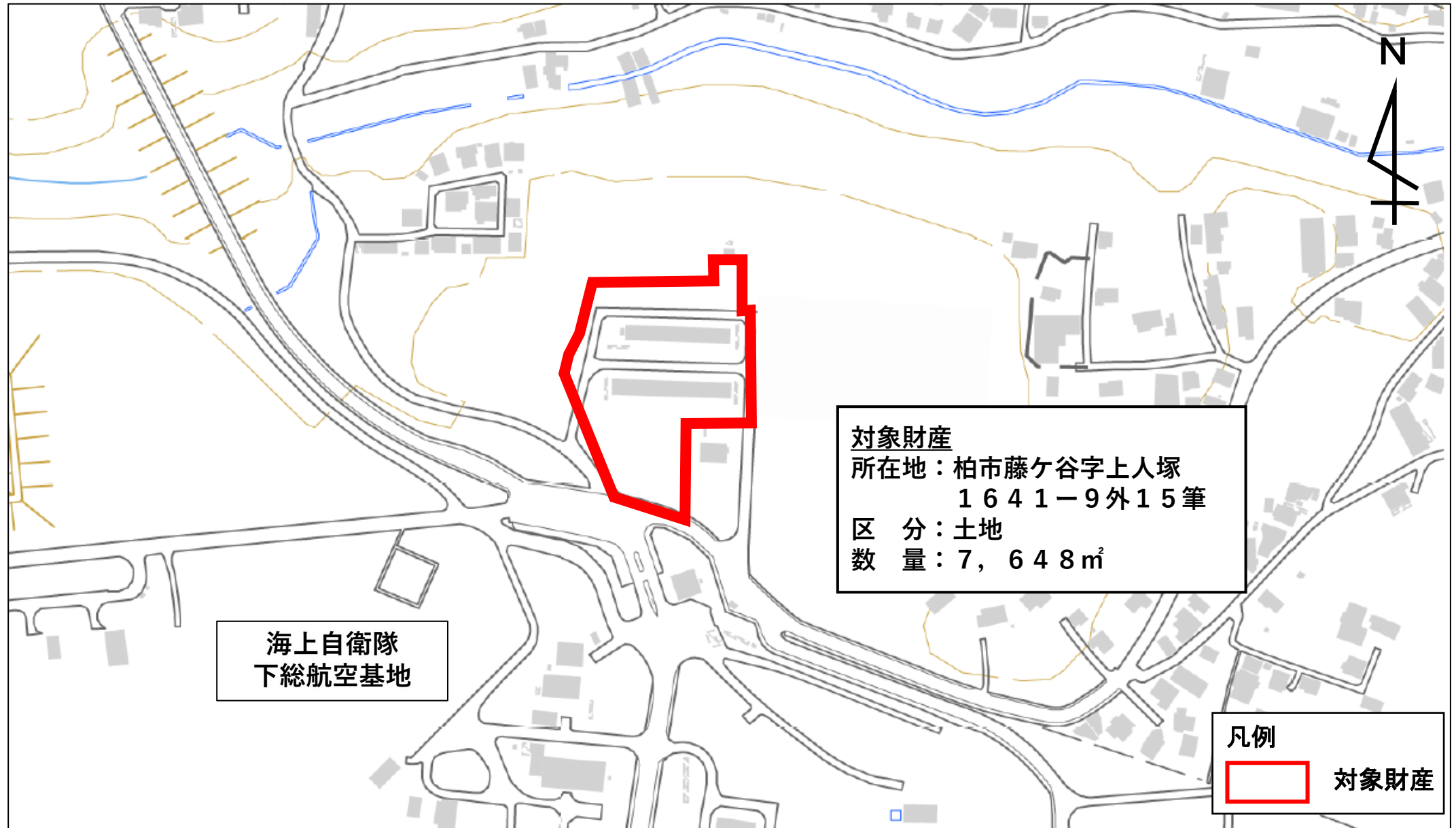
第 1 諮問

千葉県柏市藤ヶ谷に所在する財産を
柏市に対し、学校給食センター敷地と
して時価売払い及び減額売払いするこ
とについて

位置図



案内図



現況写真



学校給食施設の整備方針

○「柏市学校給食将来構想 改訂版」（令和6年3月柏市教育委員会改訂）

柏市は学校給食の現状と課題等を踏まえ、次のとおり基本方針を掲げています。

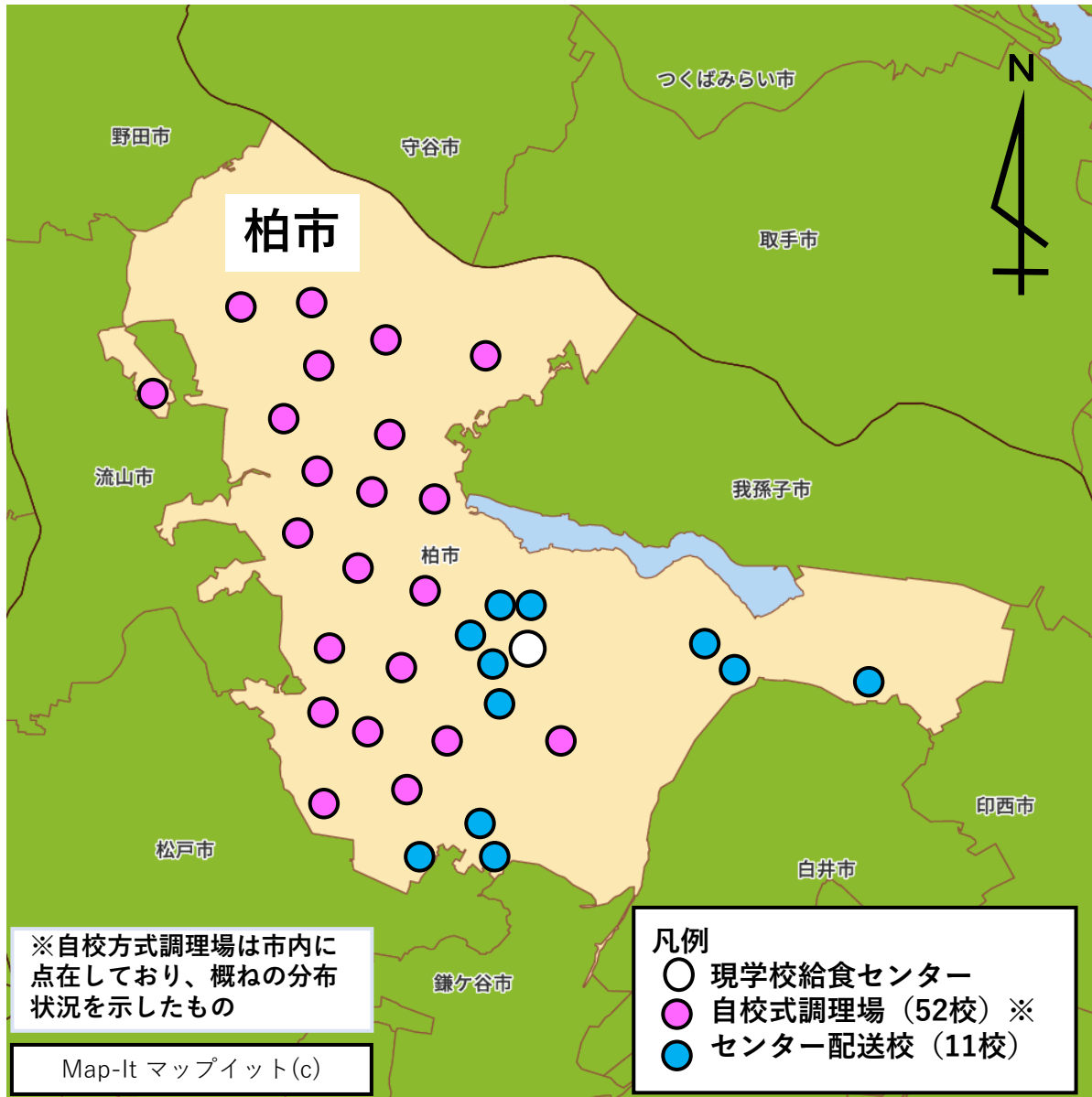
- ①安全・安心な給食を提供する。
- ②栄養バランスの取れたおいしい給食を提供する。
- ③食物アレルギーに対応した給食を提供する。
- ④食育を推進する。
- ⑤将来にわたり安定的な給食提供体制を構築する。

今後の学校給食提供については、自校方式調理場は維持していくことを基本とし、学校給食センターは建て替えることとする。

○「柏市学校給食施設整備計画」（令和6年3月柏市教育委員会策定）

学校給食センターは老朽化が進行しており、万が一事故等が発生した場合はその影響が11校に及ぶこと、また、新しい学校給食センターは、自校方式調理場の改修等工事期間中に給食を提供する役割を担うことから最優先で整備を進める。

学校給食提供体制の現状



自校方式調理場

施設数 : 52校 (小学校35校、中学校17校)
施設の状況 : 全体の34%以上が築40年以上経過
学校給食衛生管理基準 : 適合していない施設が多数

➡ 施設の改修等工事を進める必要があるが、工事期間中は児童生徒に給食を提供できないことが課題。

現学校給食センター

調理食数 : 約5,000食/日 (2回転調理)
配送校 : 11校 (小学校7校、中学校4校)
開所年月 : 昭和53年5月 (築47年経過)
学校給食衛生管理基準 : 適合していない

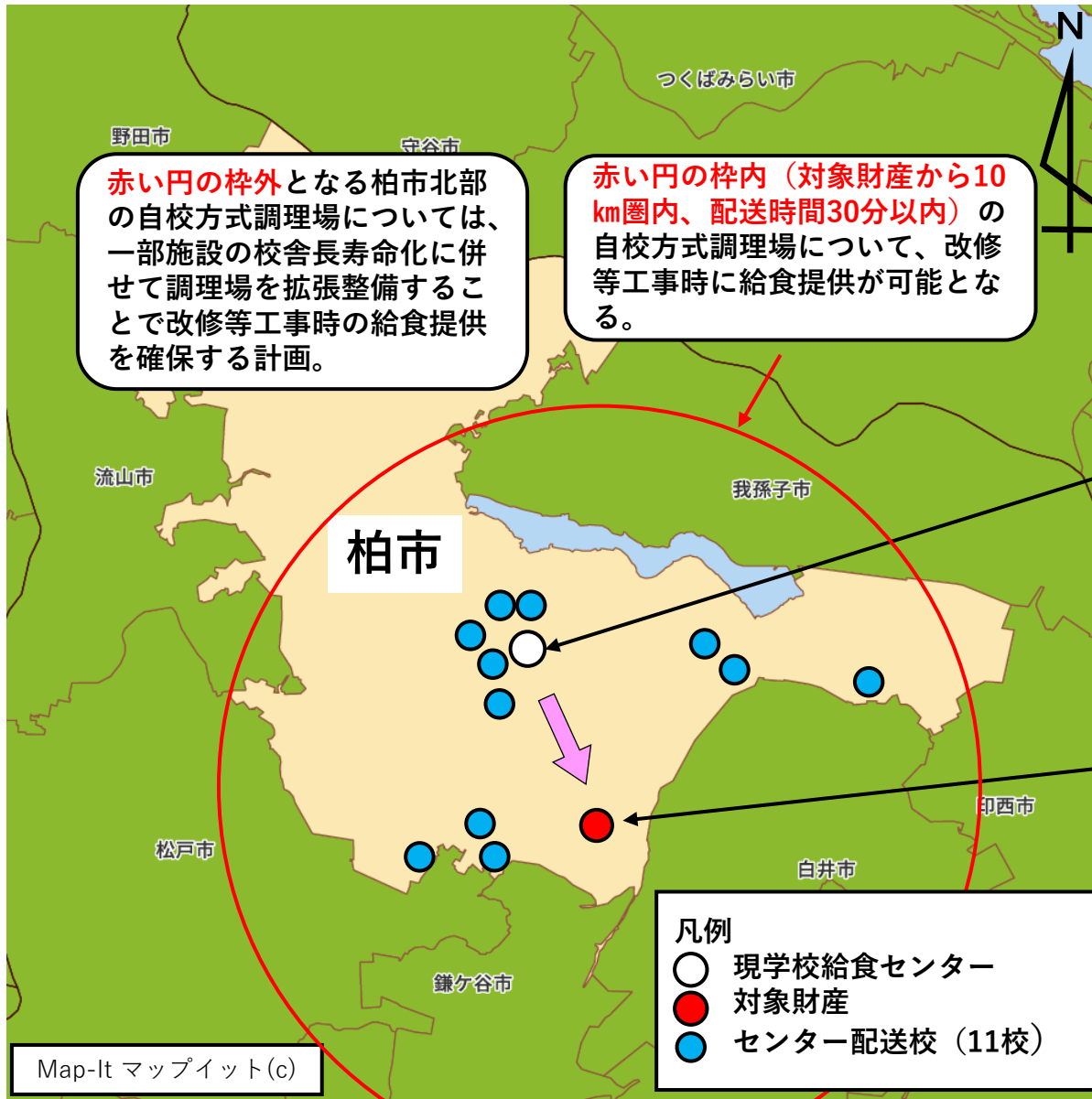
➡ 施設の老朽化が著しく、安全面や衛生面での早急な改善が課題。
また、自校方式調理場の改修等工事期間中に代替して給食を提供する役割も求められている。

必要性・緊急性①

学校給食センターの現状と課題

- 施設は築47年を経過し老朽化が著しく、特に給排水設備が耐用年数を超過しており、安全面や衛生面で早急な改善が求められている。
- 平成21年に施行された学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に適合しておらず、十分な衛生管理環境が確保されていない。
- 施設が狭隘であり、導入できる設備が限られることから、調理食数や使用できる食材、献立、調理方法に制限がある。
- 自校方式調理場の改修等工事期間中に、代替して給食を提供する役割を担うだけの調理体制が確保されていない。

移転計画



現学校給食センター

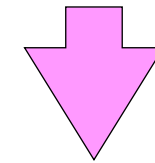
所 在：柏市大島田305-2

敷地面積：5,115㎡

延床面積：1,082㎡

種類・構造：工場・1階RC造、2階S造

用途地域：第1種住居地域



移転

対象財産

所 在 地：柏市藤ヶ谷字上人塚
1641-9外15筆

区分・数量：土地・7,648㎡

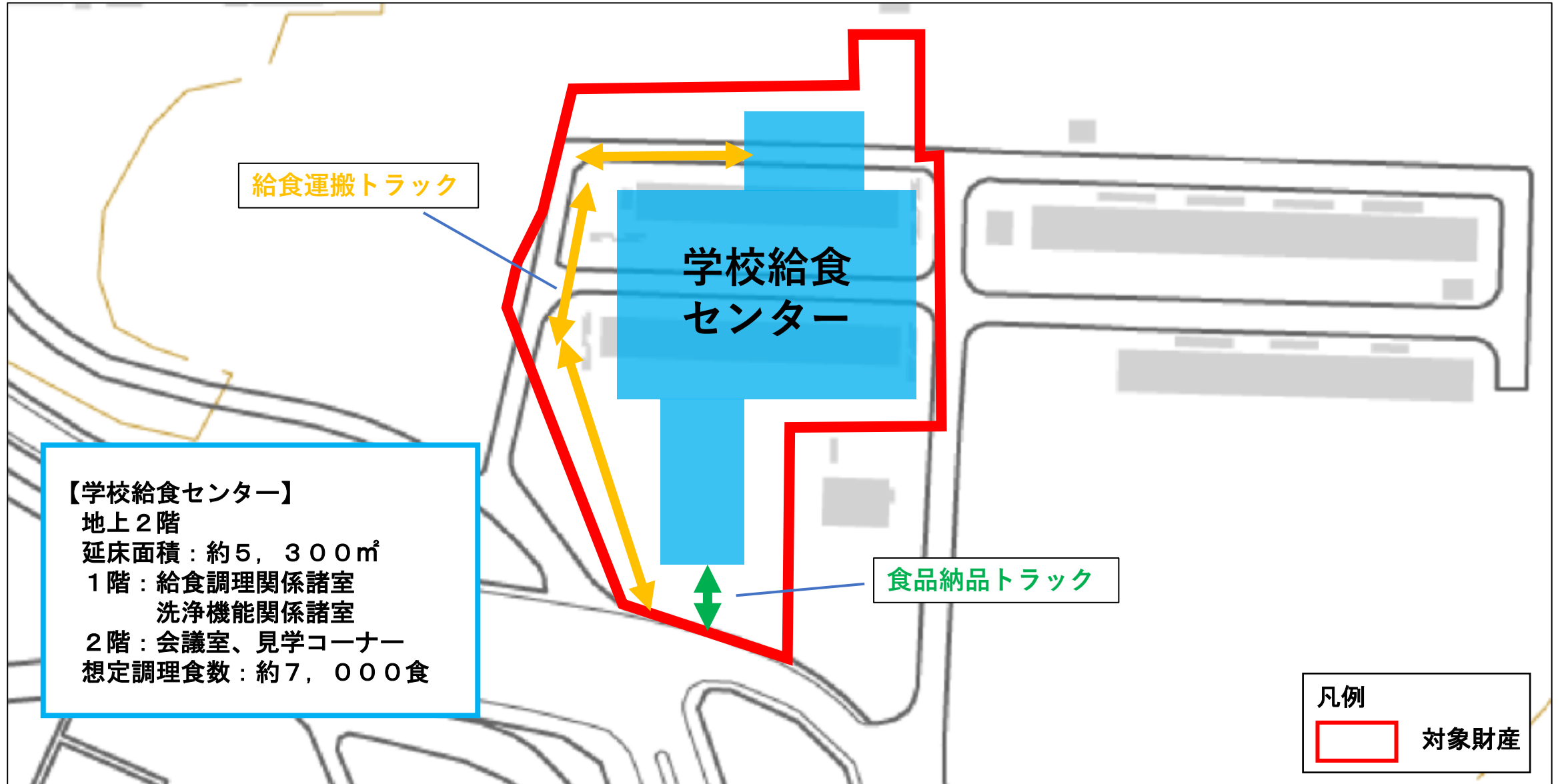
都市計画区域：市街化調整区域

必要性・緊急性②

移転建替えを必要とする理由

- 学校給食センターは、建築基準法上「工場」扱いとなるため、原則市街化区域の工業系用途地域への整備となる。但し、同センターは公益上必要な建築物として位置づけられるため、市街化調整区域に整備することが可能である。
- 現敷地は第１種住居地域に含まれており、現地建替えをすることができないことから、工業系用途地域又は市街化調整区域に移転建替えをする必要がある。

利用計画図



今後のスケジュール

令和 8 年 3 月 用地取得



令和 8 年度 事業者選定・設計



令和 9 年度 整備工事



令和 1 2 年度 供用開始

処分条件等

所在地	区分	数量	相手方	利用用途	処理区分	用途指定期間
千葉県柏市藤ヶ谷 字上人塚 1641-9外15筆	土地 建物 立木竹 工作物	7,648m ² 2,936m ² 8本 一式	柏市	学校給食 センター敷地	時価売払 減額売払	10年

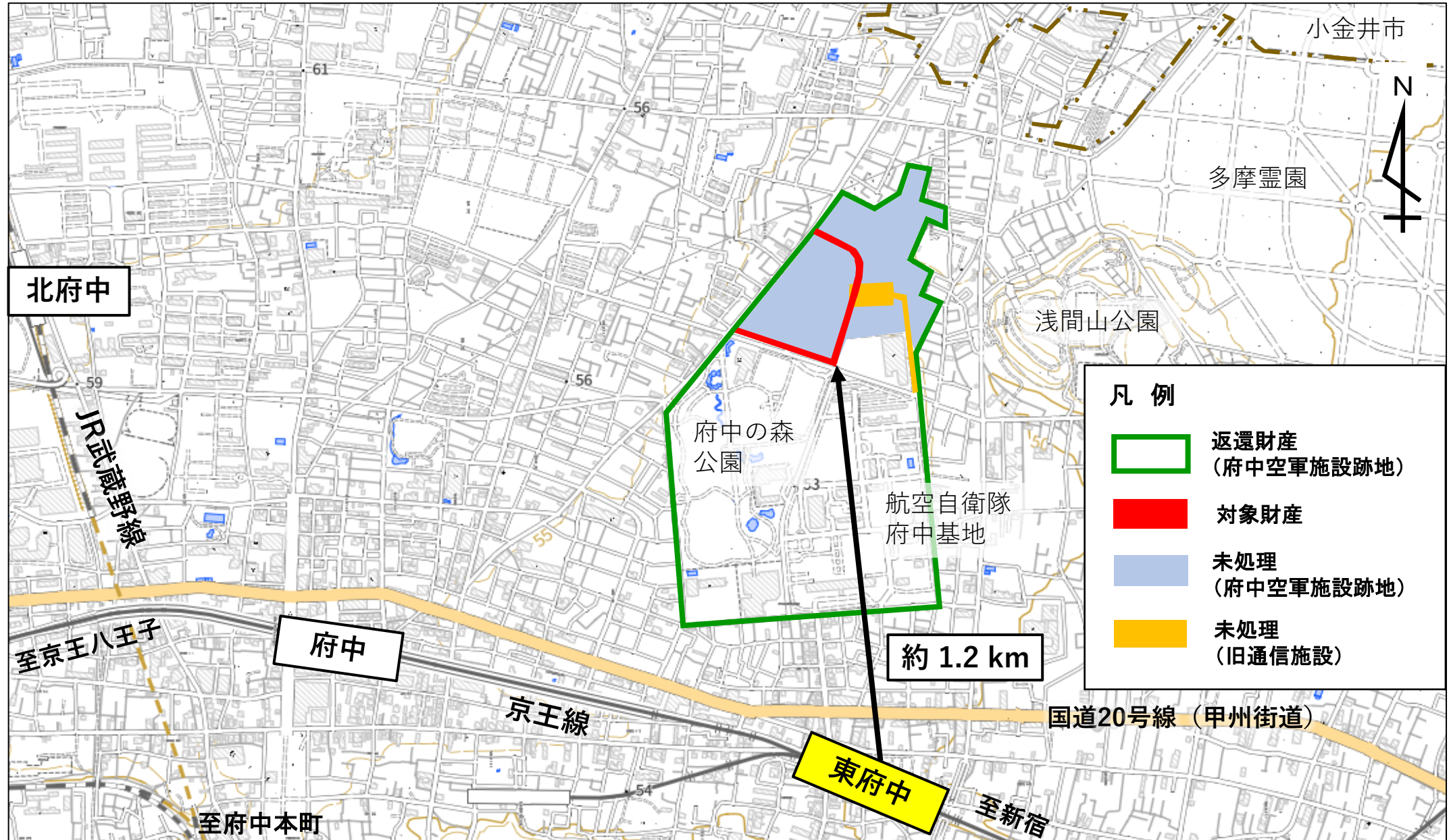
- 契約方式
- 契約の根拠
- 処分の根拠

随意契約
 会計法第29条の3第5項
 予算決算及び会計令第99条第21号
 国有財産特別措置法第3条第1項第1号ハ

第2 諮問

東京都府中市浅間町に所在する土地を
府中市に対し、道路用地として無償貸付
けすることについて

位置図



案内図

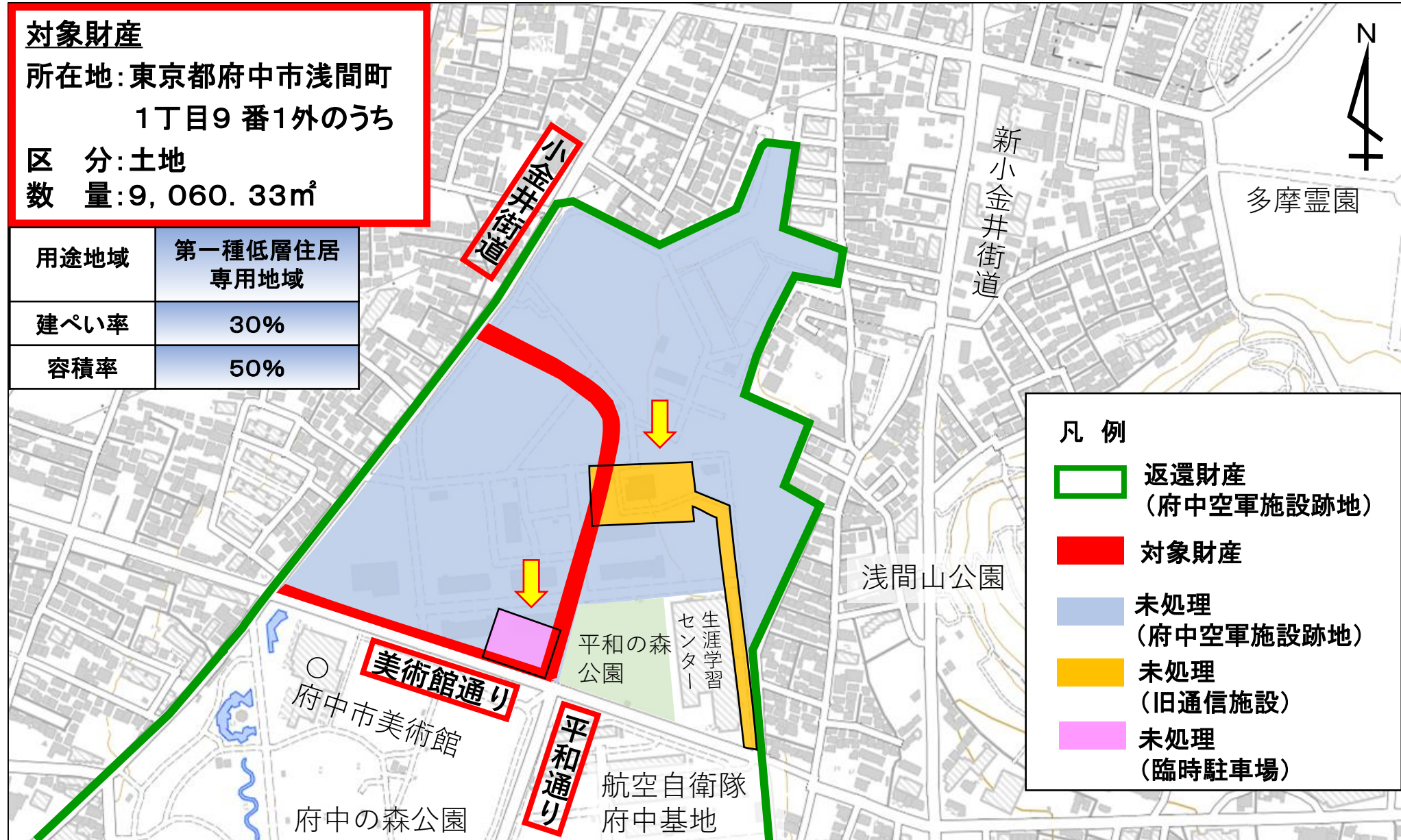
対象財産

所在地：東京都府中市浅間町
1丁目9番1外のうち

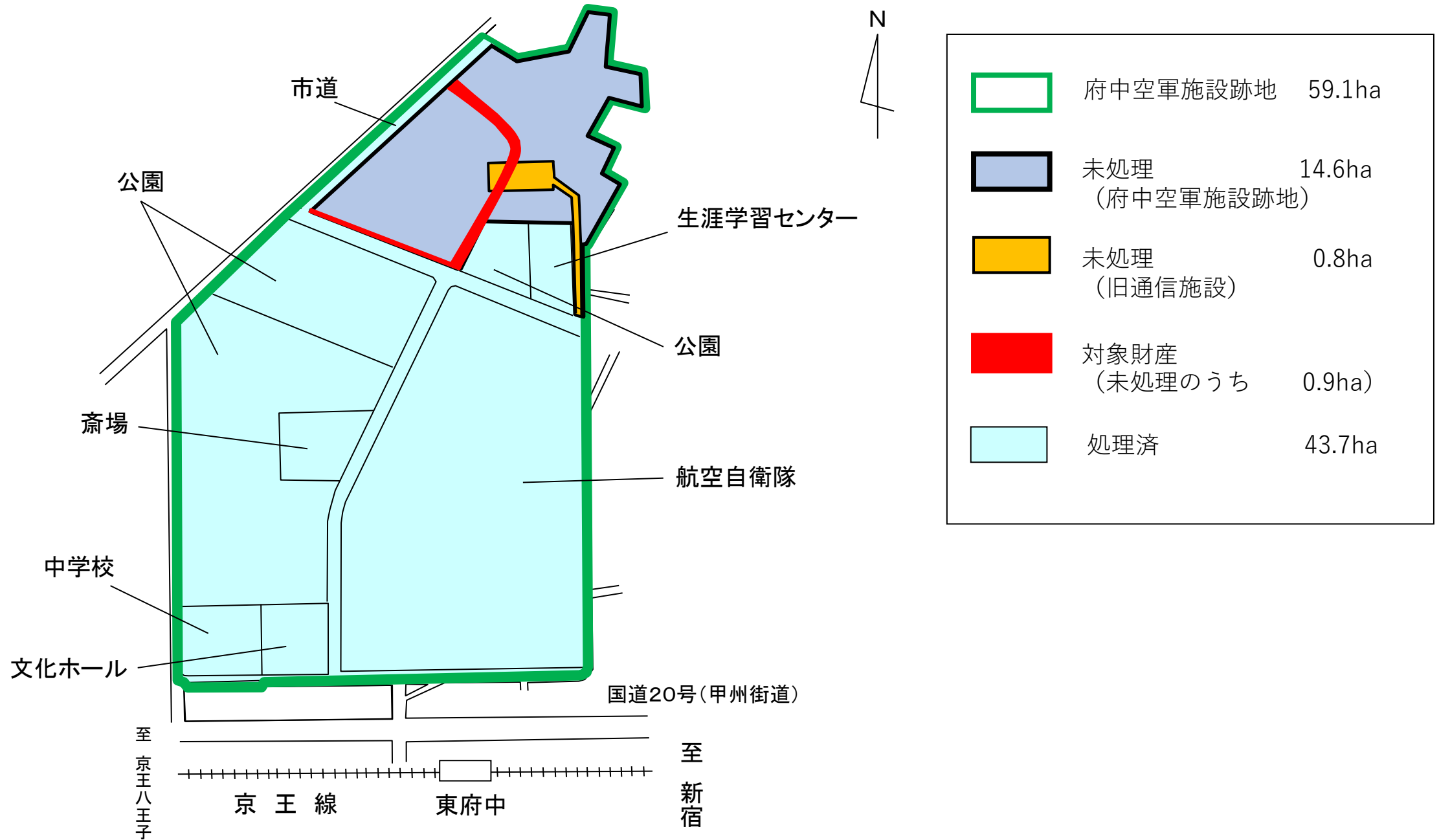
区分：土地

数量：9,060.33㎡

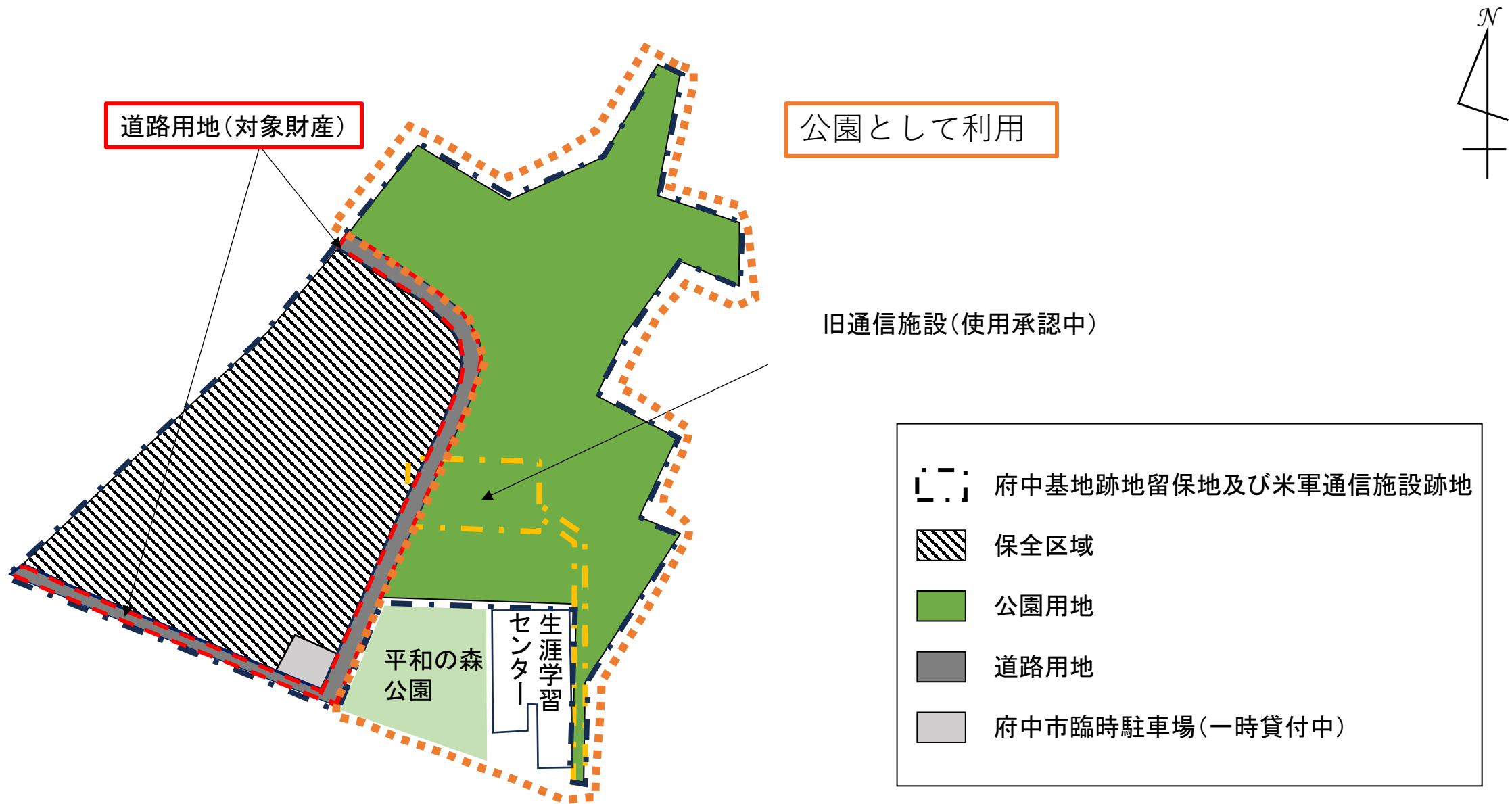
用途地域	第一種低層住居 専用地域
建ぺい率	30%
容積率	50%



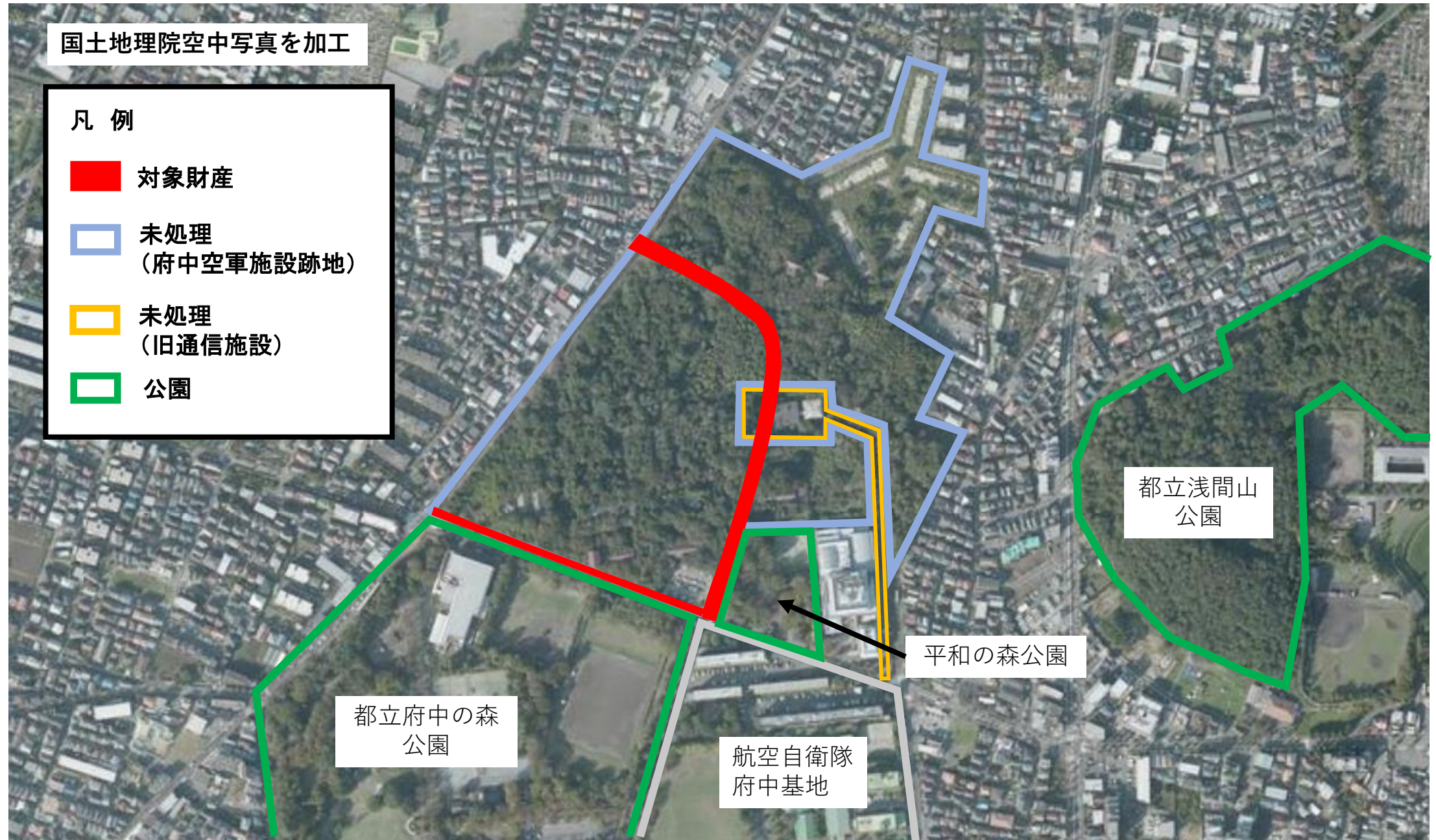
府中空軍施設跡地の活用状況



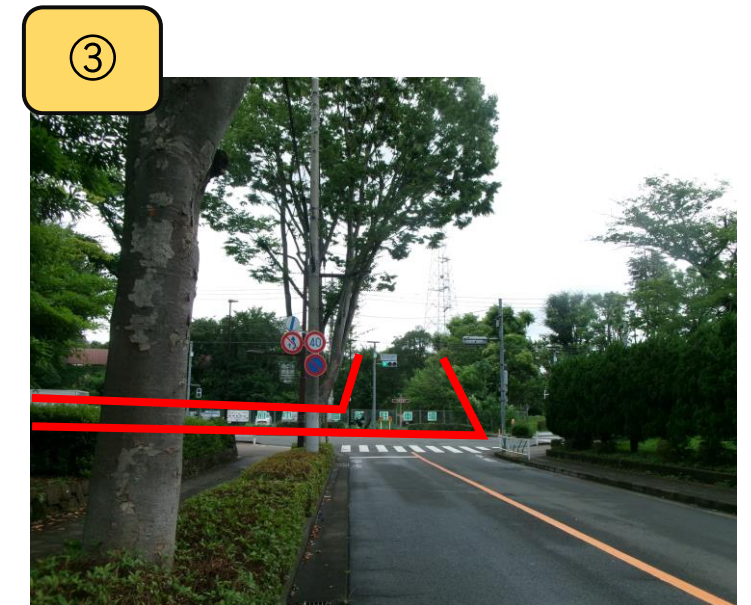
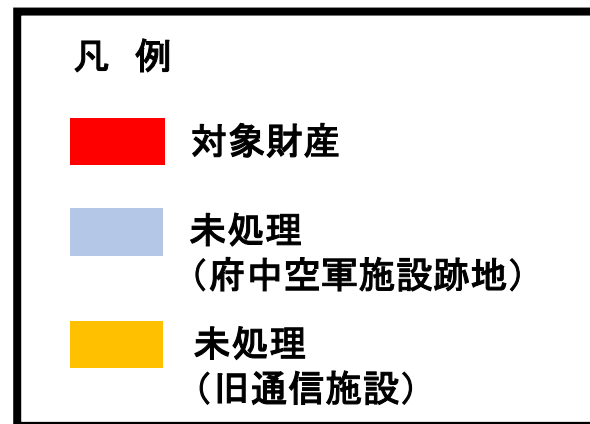
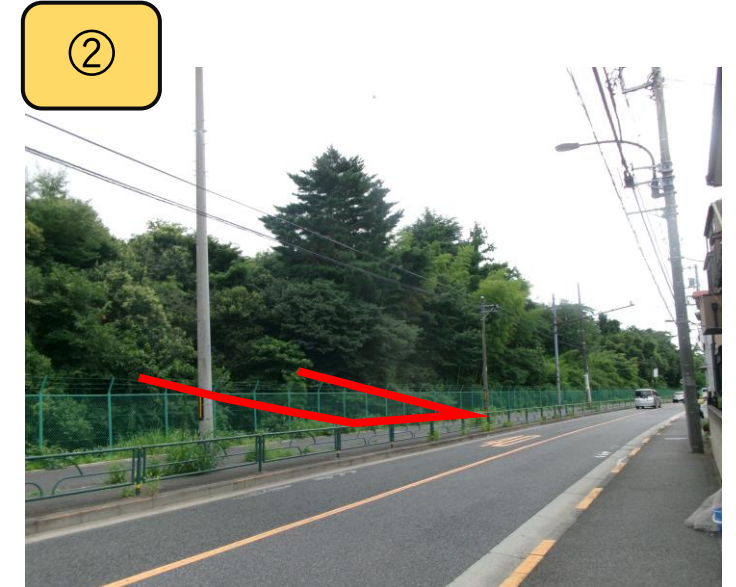
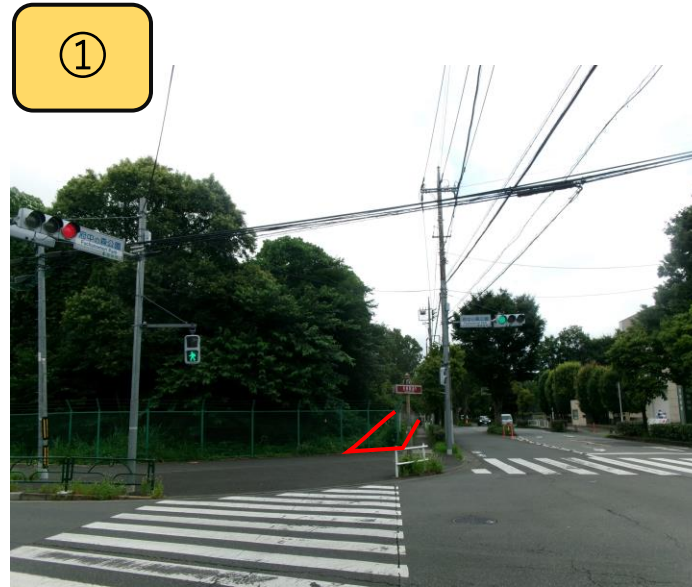
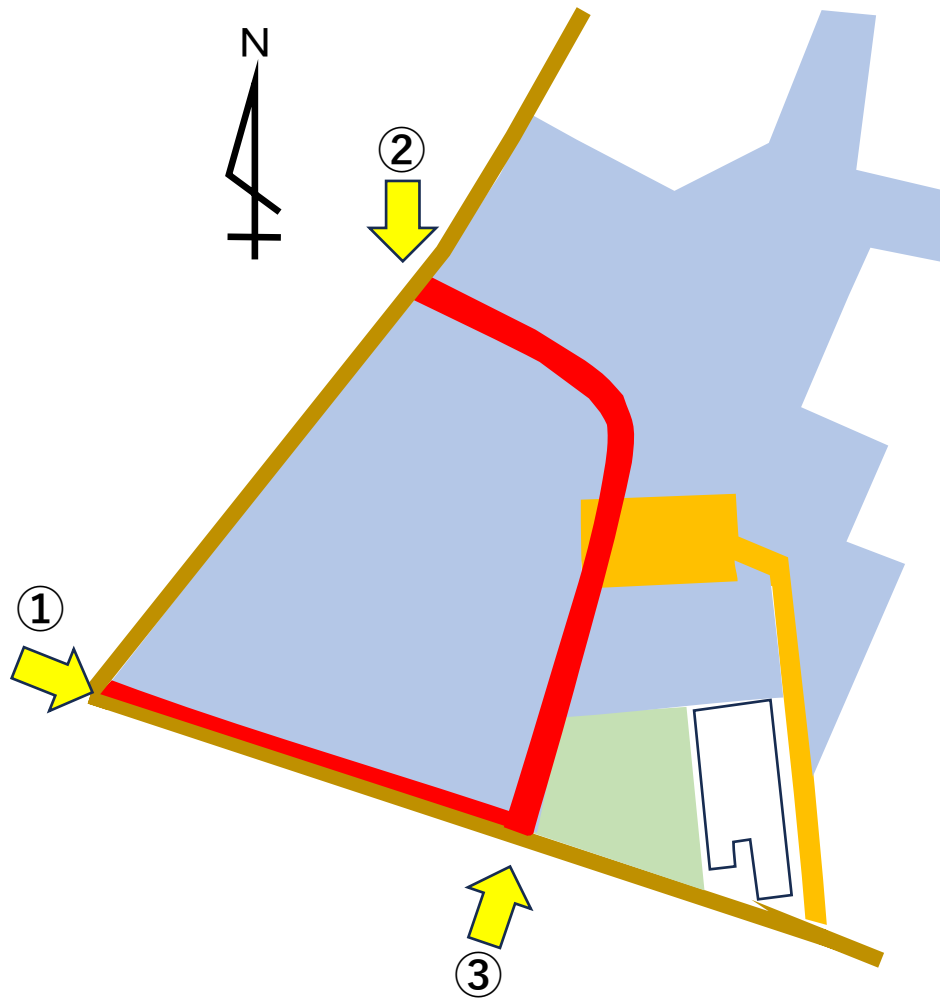
利用計画図



現況写真 1



現 況 写 真 2



財産処理のスケジュール 1

(道路の拡幅)



時 期	内 容
R7.10	道路区域変更
R7.10	無償貸付 (臨時駐車場から東側を除く)
R8.4	無償貸付 (臨時駐車場から東側)
R9.3	供用開始

凡 例

- 対象財産
- 未処理
(府中空軍施設跡地)
- 未処理
(旧通信施設)

財産処理のスケジュール 2

(道路の新設)



時 期	内 容
R7.12	道路認定
R8.4	無償貸付 (旧通信施設を除く)
R9年度	無償貸付 (旧通信施設部分)
R15年度	供用開始

凡 例

- 対象財産
- 未処理
(府中空軍施設跡地)
- 未処理
(旧通信施設)

必要性・緊急性

道路の拡幅

- 「東京都福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアル」において、歩道の有効幅員は、原則として2m以上確保することとされているが、現況では1.5m未満となっている。
- 歩道が狭く通行に支障があり、歩行者等の安全確保を早期に実現させる。

道路の新設

- 公園用地の整備の中で、老朽化した総合体育館の移転を計画しており、車両交通量の増加が見込まれることから、周辺道路への影響を軽減させる。
- 工事車両等の出入りに必要となる新設道路を早急に整備する。

道路整備することの必要性・緊急性が認められる。

処分条件等

所在地	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分	用途指定期間
東京都府中市浅间町 1丁目9番1外のうち	土地	9,060.33m ²	府中市	道路用地	無償貸付	—

○契約方式

随意契約

○契約の根拠

会計法第29条の3第4項

○処分の根拠

道路法第90条第2項

了解を求める事項

東京都立川市錦町4丁目に所在する土地を立川市が道路として都市計画決定することについて

位置図

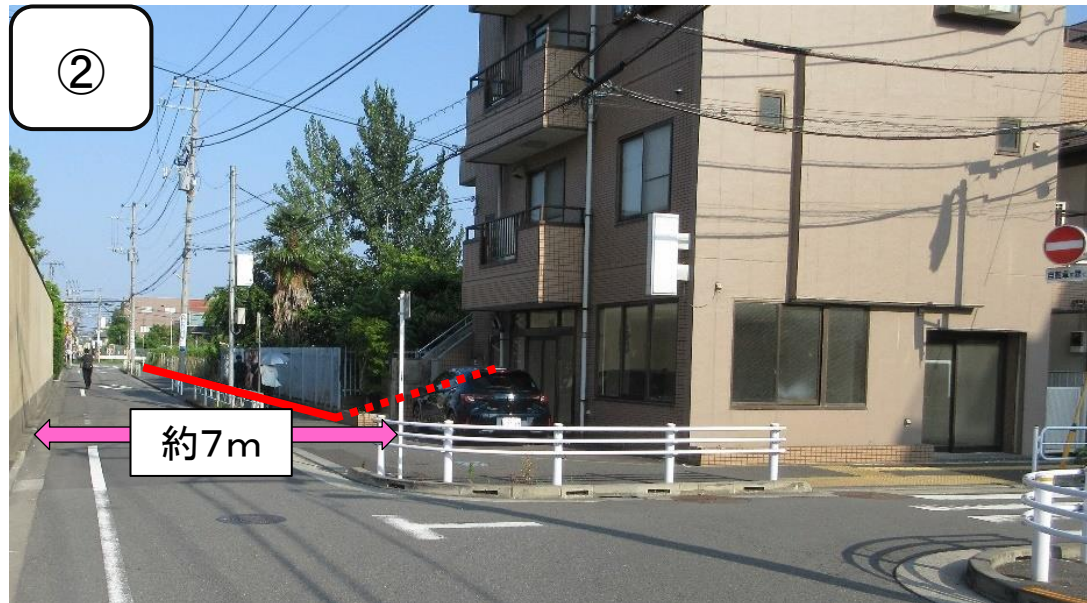
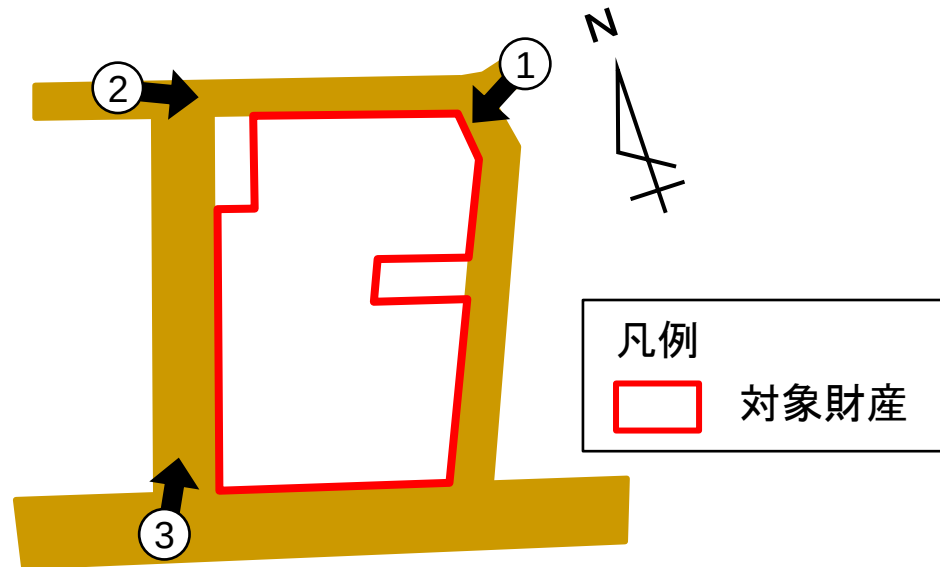


案 内 図



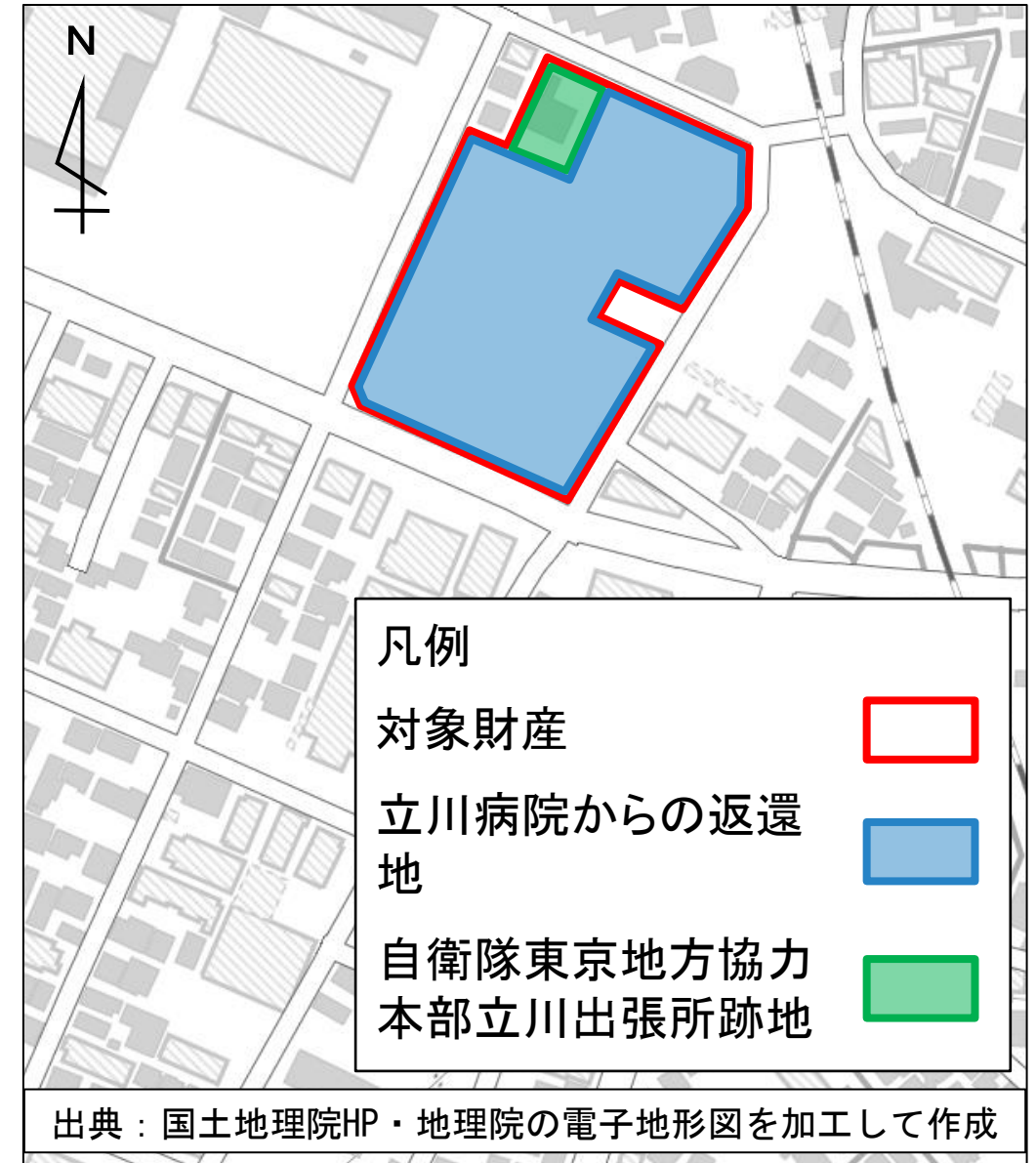
出典：国土地理院HP・地理院の電子地形図を加工して作成

現況写真



財産の沿革

昭和48年 1月	国家公務員共済組合連合会 に対して立川病院敷地として 貸付け
平成27年 3月	防衛省より自衛隊東京地方 協力本部立川出張所跡地を 所管換受け
平成30年10月	立川病院より返還受け（病 院建替えに伴う余剰地）

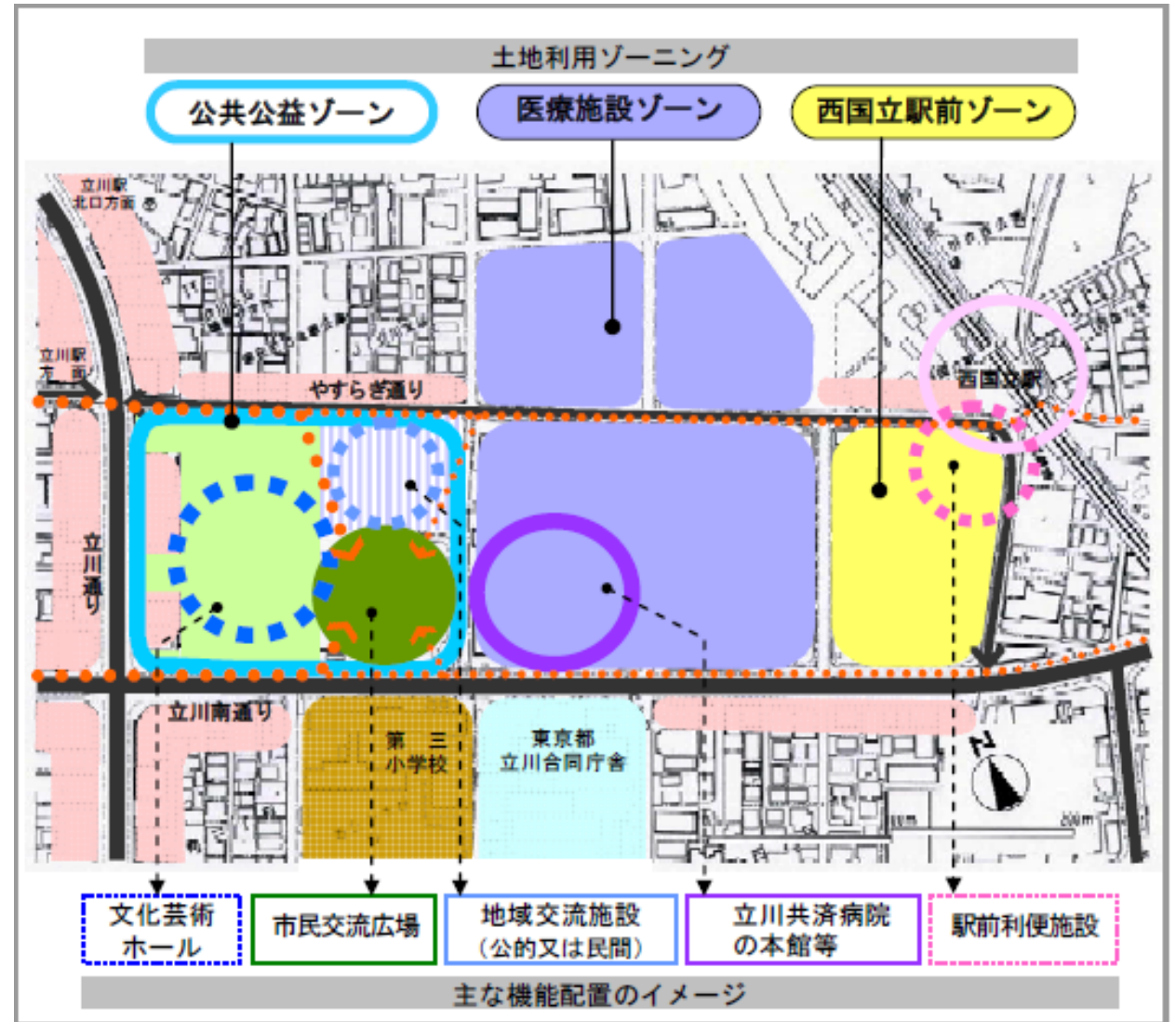


立川市によるまちづくりの沿革

平成22年5月	「旧庁舎周辺地域グランドデザイン」策定
平成27年7月	「西国立駅西地区地区計画」策定
平成29年6月	「立川市都市計画マスタープラン」改定
令和4年3月	「西国立駅周辺地域まちづくり構想」策定



駅西側に駅前広場及び駅にアクセスする道路の整備を図る



(立川市HP「旧庁舎周辺地域グランドデザイン」より引用)

各計画等との関係性

マスタープラン
を補完

立川市都市計画マスタープラン

マスタープラン
を補完

旧庁舎周辺地域グランドデザイン

西国立駅周辺地域まちづくり構想



西国立駅西地区地区計画

立川都市計画道路 7・4・5号 西国立駅線

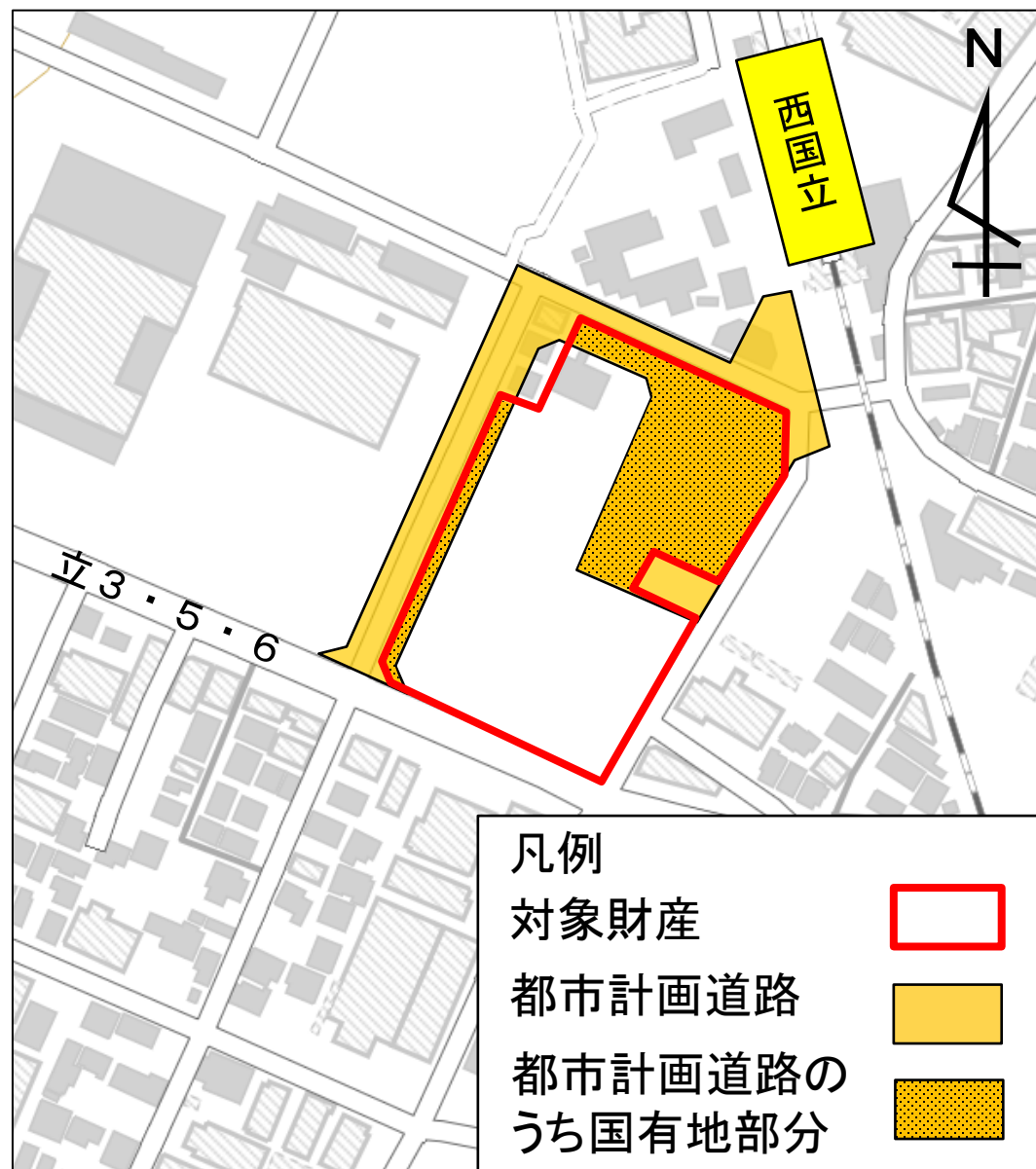
(参考)東京都決定の都市計画

都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線(谷保駅～立川駅間)

連続立体交差化計画

令和7年度中に都市計画案を公告・縦覧する予定

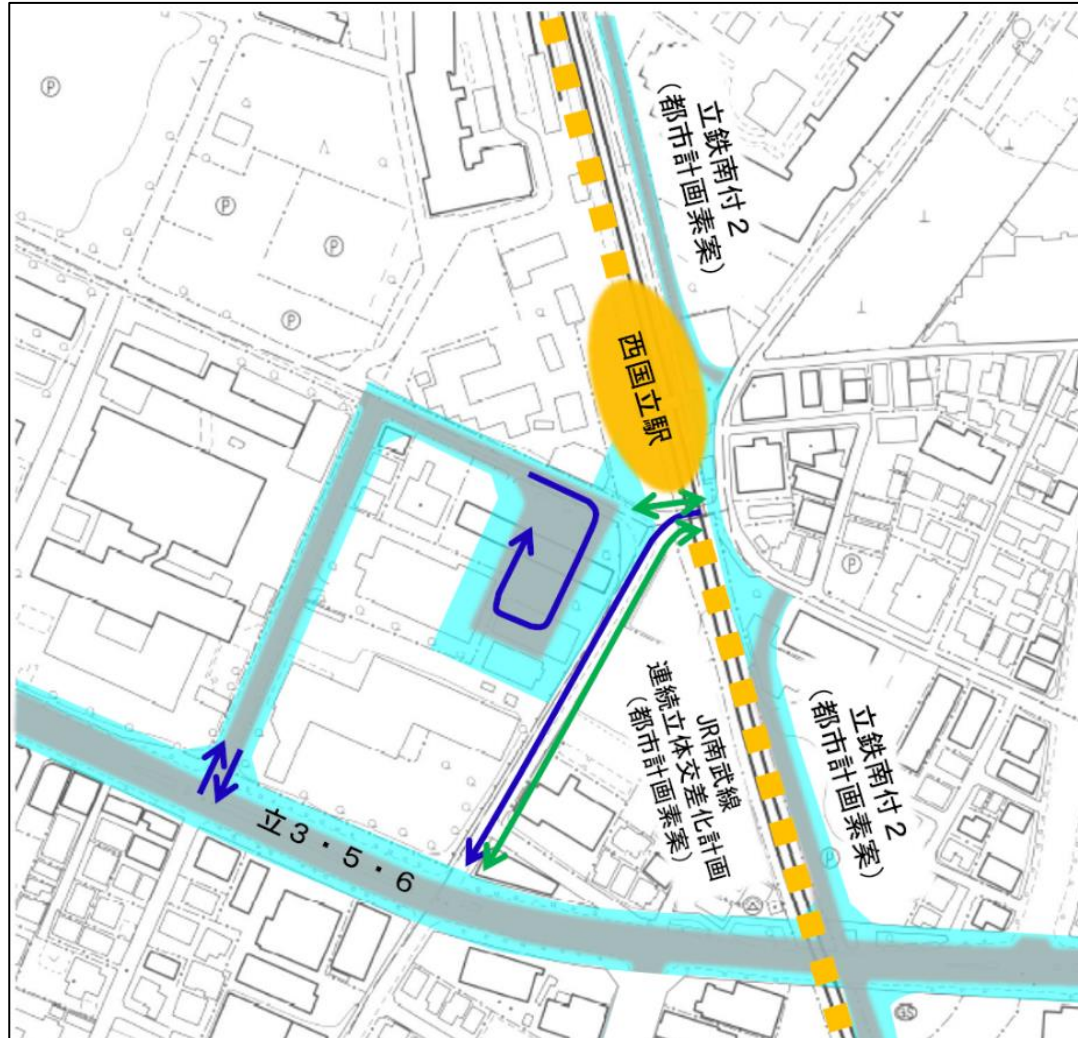
都市計画素案



都市計画道路名		立川都市計画道路 7・4・5号 西国立駅線
延長		約190m
構造	車線の数	2車線
	幅員	16m
その他		交通広場の設置 約4,000m ²
(参考) 都市計画道路の うち国有地部分		約3,500m ² ※今後、測量により確定

計画イメージ

東京都都市整備局HP「都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）都市計画素案説明会スライド」より引用



誰もが利用しやすい交通広場
及び駅にアクセスする道路の
整備を図ります

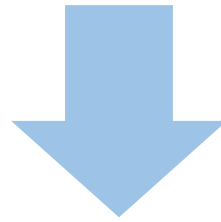
凡例

- | | |
|---------|--------|
| → 自動車動線 | ■ 車道空間 |
| → 歩行者動線 | ■ 歩行空間 |

都市計画決定スケジュール

令和7年度中

都市計画案の公告・縦覧



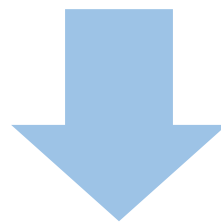
令和8年度中(予定)

都市計画審議会諮問
都市計画決定

国有地の処分スケジュール

令和 9 年度以降

市において測量を実施

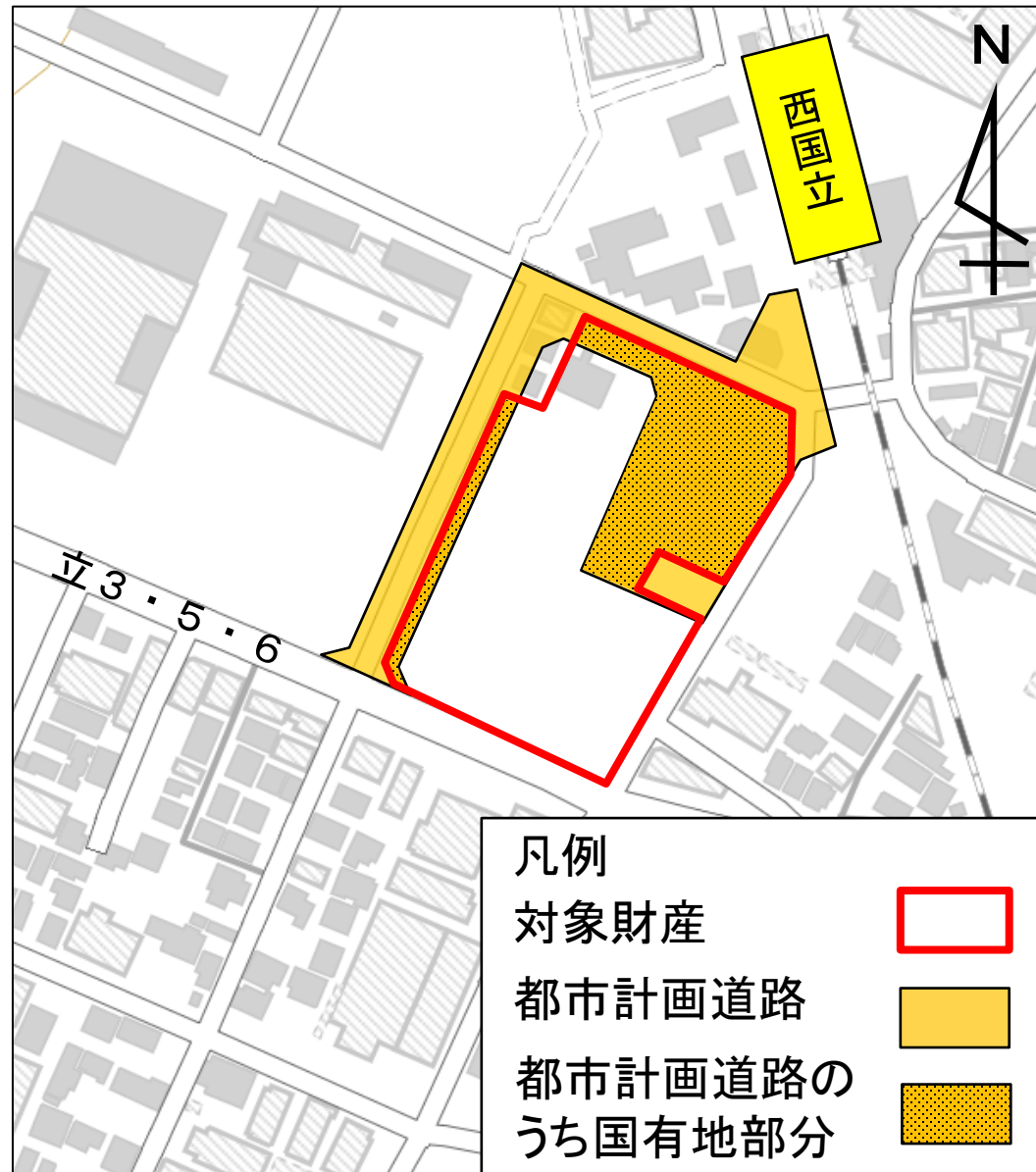


令和 1 4 年度以降

地方審議会へ諮問
市へ処分予定

都市計画素案

(P31再掲)



都市計画道路名		立川都市計画道路 7・4・5号 西国立駅線
延長		約190m
構造	車線の数	2車線
	幅員	16m
その他		交通広場の設置 約4,000m ²
(参考) 都市計画道路のうち国有地部分		約3,500m ² ※今後、測量により確定